

概要

審査請求人に発症した「右被殻出血」は業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○株式会社（以下「会社」という。）で、クレーンオペレーターとして勤務していた。請求人は、平成○年○月○日、会社車庫内でクレーン車の整備中に突然倒れ、○病院に救急搬送され、「右被殻出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、業務による過重な負荷が原因で本件疾病を発症したとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

被災当日は気温が低く、車の下に潜り寝転んだ状態での作業で、血圧が高くなりやすい状況であった。作業中に意識を失ったのであるから、発症の原因は、無理な体勢での力みであると考えられる。

したがって、業務による明らかな過重負荷により発症したものと認められないとして、監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に「右被殻出血」を発症したものと認められる。
- (2) 発症当日は、屋外でクレーンの整備作業を行っており、気温は 1.9℃～3.9℃と、平年より低かったものの、著しい作業環境の変化があったとまでは認められない。
また、請求人は作業の際、右手に力を込めて部品を押し込んだが、思い切り強く力を入れたという程ではないと申述しており、緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態であったとは認められない。
したがって、発症直前から前日までの間において異常な出来事に遭遇したものと認められない。
- (3) 短期間の過重業務についてみると、発症前 1 週間において、時間外労働時間が 4 時間 30 分あるが、過度の長時間労働とは言えないことから、特に過重な業務に就労したとは認められない。
- (4) 長期間の過重業務についてみると、発症前 1 か月の時間外労働時間は 47 時間 30 分であり、発症前 2 か月ないし 6 か月における 1 か月あたりの平均時間外労働時間が最大となるのは、6 か月平均の 55 時間 55 分である。
よって、著しい疲労の蓄積をもたらす過重な業務に就労したとは認められない。
- (5) 以上のことから、請求人に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に「右被殻出血」を発症したものと認められる。
- (2) 発症直前から前日までの間において、極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き起こす突発的又は予測困難な異常な事態及び緊急に強度の身体的負荷を強いられる突発的又は予測困難な異常な事態についての請求人や同僚等の証言はなく、異常な出来事に遭遇したものと認められない。
- (3) 請求人の時間外労働時間数についてみると、監督署長が行った、請求人の労働時間の推計には始業点検や月例点検実施に伴う労働時間の増加、事業主の指示による「作業証明書」の会社への報告に伴う労働時間の増加等については考慮されていないため、改めて労働時間を推計し、過重業務の有無について検討する必要がある。
- (4) 短期間の過重業務の有無について検討すると、請求人の発症前 1 週間の業務については、総労働時間数 15 時間 50 分、時間外労働時間数は 4 時間 50 分で、深夜に及ぶ勤務はなく、正月休みによる休日 5 日間が認められ、休日も十分に確保されており、業務内容もクレーンの運転の通常業務である。

また、発症当日は平年より気温が3.8～4.6℃と低い中、地面近くに臥して寒冷という状況下でのクレーンの整備作業に従事したことは認められるものの、急激で著しい作業環境の変化があったとまでは認められず、特に過重な業務に就労したとは認められない。

- (5) 長期間の過重業務の有無について検討すると、請求人の1か月当たりの平均時間外労働時間数は発症前1か月では63時間30分、発症前2か月ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、発症前6か月間平均の72時間42分が最大となり、業務と発症との関連性が強いと評価できる発症前1か月におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働には至らない。

なお、発症前1か月の間に20日間の連続勤務及びその間に56時間50分の時間外労働時間が認められるものの、この間、日々における終業時刻は通常の日は17時、会社に作業証明書を持参する日は18時20分であり、深夜に及ぶような勤務もなく、業務内容も通常のクレーン運転業務であり、その他負荷要因も見当たらない。

さらに、発症一週間前の○月○日から○月○日まで4日間の連続休暇が認められることから、疲労や体力は十分に回復していたものと思われる。

したがって、本件疾病発症前の長期間にわたって著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したと認めることはできない。

- (6) 医証をみると、労災医員は「典型的な高血圧性脳内血腫である被殻出血が発症したものであるが、数年来の高血圧があり、約1年前の健康診断でも血圧は158/100もあって十分な降圧がなされていなかった可能性もある。発症前に異常な出来事はなく、調査の結果からは時間外勤務が過重であったとする根拠は得られていない。当日の気温は平年より低かったが、通常就労をしていたと考えられるので、寒さが特に出血を起こすに至ったと証明することも不可能である。」と意見している。
- (7) 以上より、請求人に発症した「右被殻出血」は、業務上の事由によるものであるとは認められない。